

(仮称) 文化 花 咲かそう推進プラン
第2期岸和田市文化振興計画
(素案)

令和5年3月

はじめに（市長あいさつ）

目 次

第1章 プランの策定に当たって	1
1 プラン策定の背景と趣旨	1
2 プランの位置づけと期間	5
3 プランの策定方法	6
第2章 岸和田市における文化の現状と課題	7
1 岸和田市の文化の背景とあゆみ	7
2 市民・団体及び保育・教育関係施設の意識	9
3 今後の施策推進に向けた課題	23
第3章 プランの基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 重点目標	26
3 基本目標	27
4 施策体系	28
5 文化活動の形態と振興の在り方	30
6 期待される役割	31
第4章 施策の推進	32
基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む	32
基本目標Ⅱ 輪を広げる	34
基本目標Ⅲ まちの魅力を高める	36
基本目標Ⅳ 未来へつなぐ	38
第5章 文化施設・公共施設	40
1 文化施設の位置づけ	40
2 浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割	40
3 公共施設の活用	43
第6章 プランの推進に向けて	44
1 プランの推進体制	44
2 プランの進行管理と評価指標	45
資 料	46

第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の背景と趣旨

(1) 「文化」の意義

文化は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きる喜び、生きる力を与え、心豊かな生活を実現する上で欠かすことができないものです。また、文化を創造し、享受し、参加することは人々の生まれながらの権利であるとともに、さまざまな分野や立場の人々が、互いに理解し、認め合いながら、命の大切さや多様な価値観を尊重し、連携を図ることが重要です。これらのことにより、わたしたち一人ひとりが自己実現を図りながら心豊かに生活すること、それは真に豊かな社会の実現につながります。そのためには、人々が実際に生活する地域における文化振興の役割は重要です。

本市においても、市民自らが主体的に活発に文化を創り、育んできました。また、岸和田への愛着をもつ人々や地域のつながり、文化資源などに恵まれています。

このように、地域で育まれた文化は、ふるさとへの誇りや愛着を養い、まちの個性や魅力向上が図られ、さらに産業や観光など波及効果を生み出すなど、地域ににぎわいや潤い、活性化させる力があります。

一方、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に急速に広がり、人々の健康や経済等へ、今なお多大な影響を及ぼしており、文化においても、その活動が著しく制限される状況が続いています。また、令和4年に勃発したウクライナ紛争をはじめ、世界情勢における政治・軍事・社会的な緊張の高まりが、その地域のみならず世界全体の社会的・経済的の先行きを不透明にしています。このような未曾有の困難と不安が取り巻く社会だからこそ、人々には心の糧である文化の力が不可欠なのです。

特に、次代を担う子どもたちが豊かな感性を磨き、生きる力を育てていくには、文化の力が欠かせません。それには、今を生きる私たち一人ひとりが、また団体や行政など社会全体が一丸となって取り組むことで、その次の子どもたちへと受け継がれていく。その持続するサイクルが豊かな社会の実現につながっていくのです。

(2) 国や府、社会の動向

① 国の動向

平成13年に「文化芸術振興基本法」が成立し、平成29年に「文化芸術基本法」に改正されました。同法では、文化芸術自体の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことが示されました。

さらに平成30年には同法に基づき、国の文化芸術振興を方向づける「文化芸術推進基本計画」が策定されています。同計画では、文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化し、文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術のさらなる継承・発展・創造に活用・好循環させることを打ち出しています。

平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。同法では、文化芸術基本法の理念に基づき、障害の有無にかかわらず文化芸術を鑑賞し、また創造することができるようにすることを理念として掲げています。そして、地方公共団体に対して、障害の有無にかかわらず文化芸術活動の推進を行うことを求めています。

平成31年には「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、文化財の確実な継承を目指して、新たに未指定の文化財を含め、地域のまちづくりに活用しつつ、地域社会の総がかりで取り組んでいくことが示されました。

令和2年には「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、地域における文化観光を推進するための措置などが規定されました。

令和4年には「博物館法」が改正され、博物館に求められる役割が多様化・高度化する中、同法では博物館の登録要件や事業、法律の目的等が見直されるとともに、博物館資料のデジタル・アーカイブ化、インターネットを通じた情報発信が博物館の事業として新たに追加されました。

また、令和4年3月には「文化芸術推進基本計画（第1期）中間評価報告書」が公表され、令和4年度における「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をめぐる情勢や、文化芸術団体・文化施設をはじめとする文化芸術の担い手の活動の鈍化等、継続するコロナ禍の影響も十分に考慮しつつ、ウィズコロナ時代に相応しい計画を策定するとの方向性が示されました。

② 大阪府の動向

大阪府では、平成17年に「大阪府文化振興条例」を制定、平成18年に「大阪府文化振興計画」が策定されました。令和3年には「第5次大阪府文化振興計画」が策定され、『「文化共創都市 大阪」 ～文化芸術が未来を切り拓く～』を目指す将来像として掲げ、誰もが、文化芸術活動を通じて、自分らしくいきいきとした人生を送ることができると目指しています。

また、大阪府・大阪市・大阪文化芸術創出事業実行委員会（構成団体：大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益財団法人大阪観光局、一般財団法人関西観光本部）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている文化芸術活動の機会創出を図るとともに、府民が多彩な文化芸術に親しめるよう、さまざまなジャンルの文化芸術プログラムを実施しています。

③ 社会の動向

全国的な少子高齢化が進み、人口減少社会が到来する中で、デジタル化の急速な進展やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの普及によって、人と人とのつながりの形が変化し、人々の価値観や考え方が多様化、複雑化しています。

一方、少子高齢化の進行による人口の減少や文化芸術の多様化などにより、文化芸術の担い手が減少するとともに、伝統文化を後世に伝えていく役割を担う子どもたちが減少しており、全国各地に存在した豊かな地域文化の衰退につながりかねない状況となっています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場やホールなどの文化関係施設のほとんどが休館を余儀なくされ、文化団体やアーティストにとっての活動の場が失われ、人々が文化芸術に触れ、親しむ機会が、数多く失われることとなりました。文化活動は、いわゆる3密を避けることが難しい形態でもあり、活動を行う際には、「新しい生活様式」や、業種ごとに定められた感染拡大予防の「ガイドライン」などを踏まえ、密集・密接の回避、消毒、換気など、さまざまな対策を講じるが必要になっています。

(3) プラン策定の目的

本市では、平成25年に施行した「岸和田市文化振興条例」に基づき、平成27年9月に「文化 花 咲かそう推進プラン-岸和田市文化振興計画-」を策定し、「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」を基本理念として4つの基本目標を掲げ、文化振興の推進に関する取組を総合的・計画的に推進してきました。

前プランの策定以降、国においては「文化芸術基本法」などさまざまな制度改正等が進められるとともに、コロナ禍をはじめ文化を取り巻く状況は大きく変化しています。前プランは令和4年度までを重点的な施策推進期間としていますが、その終期を迎えるとともに、令和4年度中に改定される「文化芸術推進基本計画（第2期）」などの国の動向、平成27年に国際連合で採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）（注1）、社会経済情勢の変化などをふまえて、「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」の実現を図るため、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「文化 花 咲かそう推進プラン-第2期岸和田市文化振興計画-」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

（注1）平成27年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」という理念、17のゴール（目標）と169のターゲットを設定した持続可能な開発目標

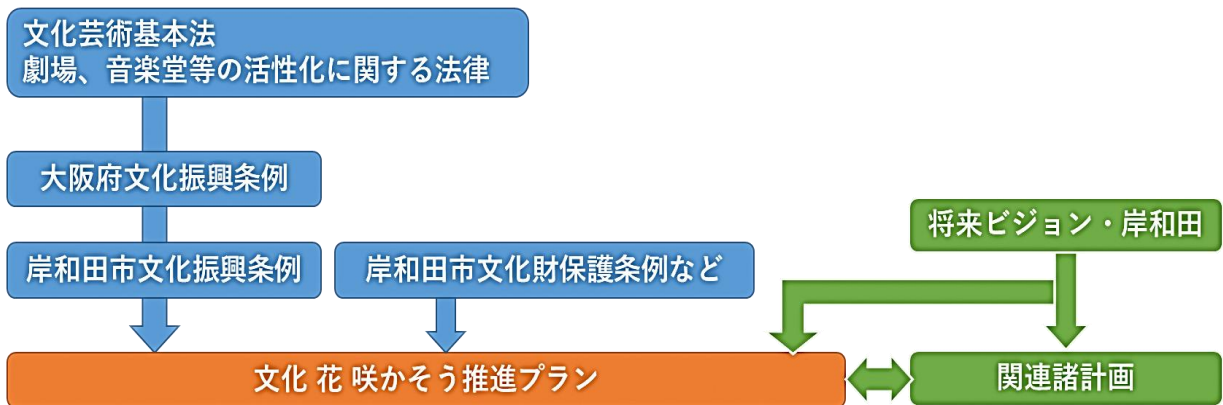


2 プランの位置づけと期間

(1) プランの位置づけ

本プランは「文化芸術基本法」第7条の2に基づく「地方文化芸術推進基本計画」、また「岸和田市文化振興条例」第7条に基づく「文化振興計画」として策定するものです。

また、本プランは「将来ビジョン・岸和田」の具体的な部門別計画として位置づけ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



(2) プランの期間

本プランの期間は、令和5年9月から令和10年8月までの5年間とします。

なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

3 プランの策定方法

本プランの策定にあたり、文化振興への市民意識や文化活動の実施状況等を把握することを目的に、市民、文化団体、保育所(園)・幼稚園・小中学校へのアンケート調査を実施し、プラン策定の参考としました。

策定体制については、市内においては文化振興に関わる担当部局による市内連絡会議、市内作業部会においてプラン素案の検討・調整を進めるとともに、市民代表や文化振興に関わる関係者等によって構成される文化振興審議会、文化振興計画懇話会において意見交換、審議を行いました。また、策定過程においてプラン案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

① アンケート調査

○岸和田市民における芸術分野の取組に関するアンケート調査

16歳以上の市民から無作為抽出で1,580名を調査票を配布・回収。

回答数467件、回答率29.6%

○岸和田市の文化団体における芸術分野の取組に関するアンケート調査

市内で活動を展開している文化団体から190団体を抽出し調査票を配布・回収。

回答数122件、回答率64.2%

○保育所(園)・幼稚園・小中学校における芸術分野の取組に関するアンケート調査

市内の保育所(園)・幼稚園・小中学校111施設に調査票を配布・回収。

回答数62件、回答率55.9%

② 策定体制

- 文化振興審議会（芸術・文化活動を行う団体を代表する者5名、学識経験者5名、公募市民2名）
- 文化振興計画懇話会（文化活動団体からの推薦者9名、公募委員1名）
- 文化振興計画策定市内連絡会議（関係部課長による市内組織）
- 文化振興計画策定市内作業部会（関係課職員による市内組織）
- 政策調整会議・政策決定会議（プラン案審議・承認）

③ パブリックコメントの実施

第2章 岸和田市における文化の現状と課題

1 岸和田市の文化の背景とあゆみ

(1) 地理的な特徴とまちの成り立ち

岸和田市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪の中心から約20km、関西国際空港から約10kmの距離にあります。北東を和泉市と忠岡町、南西を貝塚市、西北は大阪湾を望み、南東は和泉葛城山で和歌山県に接しています。市の面積は72.72平方km（令和5年1月1日時点）、人口は189,396人（令和5年1月1日時点）となっています。

市域は、海から山にかけての長い形状になっており、臨海部、平野部、丘陵部、山地部に区分されています。豊かな自然と穏やかな気候により、水産物や農産物にも恵まれ、岸和田城などの文化財、世界かんがい遺産になっている久米田池など多くの歴史的遺産があります。

大阪湾に臨む中心市街は寛永年間（17世紀初め）以降、岸和田藩岡部氏の城下町として発達し、大阪南部の経済・文化の中心的な役割を果たしてきました。幕末期の嘉永5年（1852年）には、岸和田藩講習館が創設され、その翌年には、吉田松陰にも少なからず影響を与えた、有名な儒者である相馬九方そうまきゅうほうが教官に招かれています。彼の指導により、明治期に活躍する多くの人材が育てられています。

明治期には、同志社大学の創始者である新島襄の影響を受け、士族の授産事業として始められた岸和田レンガは、同志社レンガ建築物や琵琶湖疎水など、各地の歴史的な建造物に採用されています。その後、明治中期以後の紡織工業の開発とともに、岸和田市を中心とした一帯は、一大工業地帯として発展し、大正11年には府内で3番目に市制が施行され、令和4年には市制施行100周年を迎えました。

(2) 文化発展のあゆみ

終戦間もない昭和24年に岸和田市文化祭が開催され、翌年には、公募展である市展の開催が始まるとともに公民館が開館するなど、市民を中心とした地域文化活動が盛んに行われるようになりました。昭和59年には文化会館（マドカホール）が開館しています。

文化会館（マドカホール）は、市民がホールの構想・設計の段階から意見を出し、関わりながら建設されたもので、オープン後も催しの企画・運営を市民団体による運営委員会が主導して行い、行政はそのサポートを行うという市民参加型の公共ホールとして運営されるなど、先駆的な存在として注目を集めました。また、平成3年には公共施設である自泉会館の管理と運営を当時の岸和田市市民文化事業協会に委託したことが高く評価され、全国の公共文化施設の関係者の間では、この運営形態が「岸和田方式」と呼ばれ、注目を集めました。

昭和63年には、我が国考古学の先駆者で岸和田市にゆかりが深い濱田耕作(号、青陵)博士没後50年を記念し「濱田青陵賞」を本市と朝日新聞社で創設し、考古学や歴史文化に関して顕著な業績のあった新進の研究者や団体を選考し、表彰しています。

平成になると旧港再開発の整備が始まり、平成14年には、伝統芸能、演劇、オペラ、クラシックコンサートからコンベンションまで幅広いニーズに対応できる大ホールをはじめ、充実した設備を備えた浪切ホールが開館されました。

平成25年には岸和田市文化振興条例が施行され、平成27年には文化 花 咲かそう推進プランが策定されました。

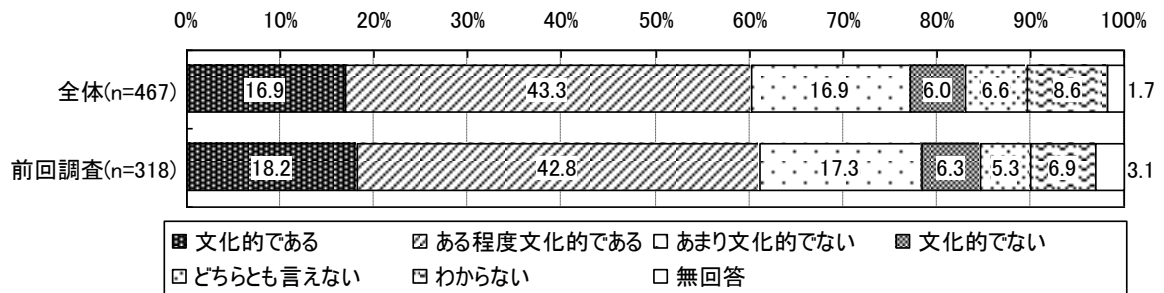
現在、本市では、文化団体や文化活動の実践者などが加盟する岸和田市文化協会、岸和田文化連絡協議会、岸和田文化事業協会の3つの文化団体及び公民館などを活動拠点とする多様な文化団体や市民が、それぞれ自発的に、そして活発的に文化活動を展開しています。主たる活動と発表の場としては、浪切ホール、文化会館（マドカホール）、自泉会館、公民館、市民センター、民間ホールなどとなっており、身近な場所での活動が盛んです。

2 市民・団体及び保育・教育関係施設の意識

(1) 一般市民

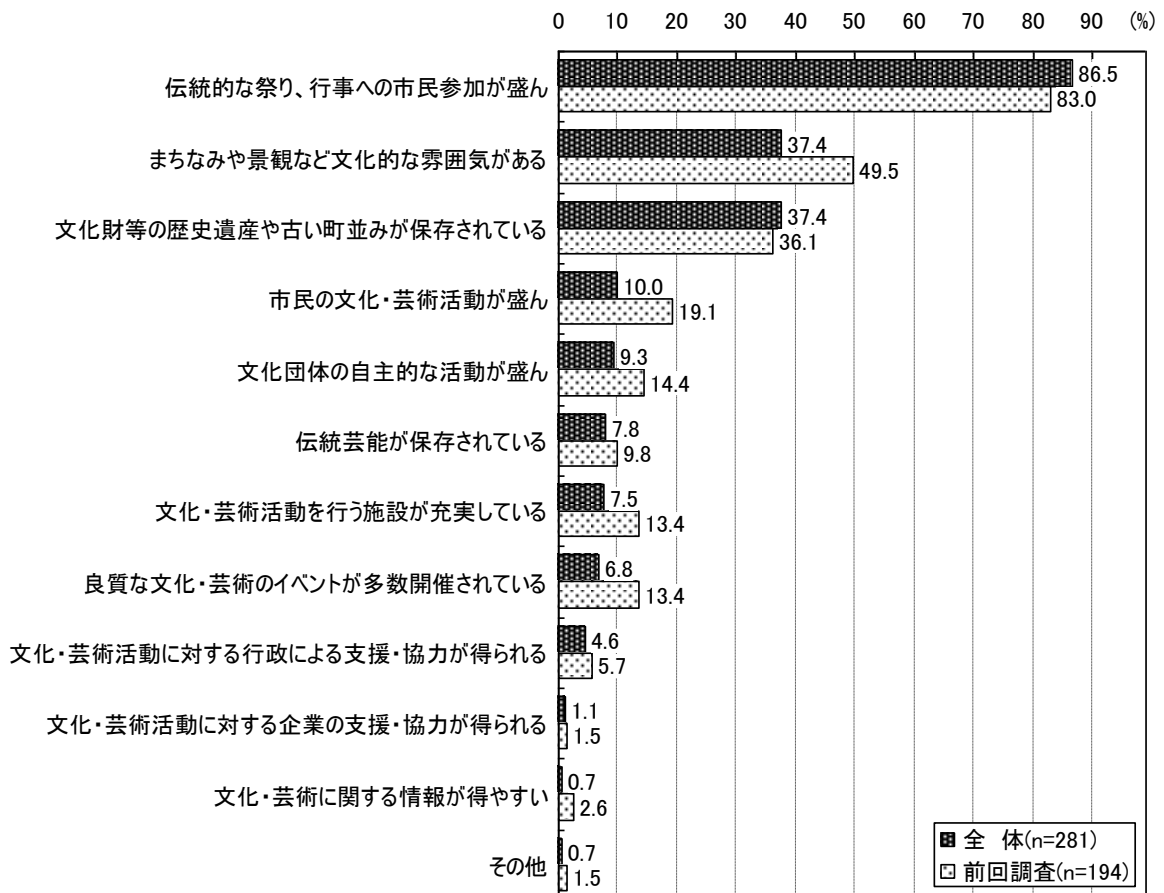
伝統的な祭りや歴史的景観が評価される一方で、文化芸術イベントの開催や市民による活動の活発さ等については評価されていません。

◆岸和田市は文化的なまちだと思いますか。(○はひとつだけ)



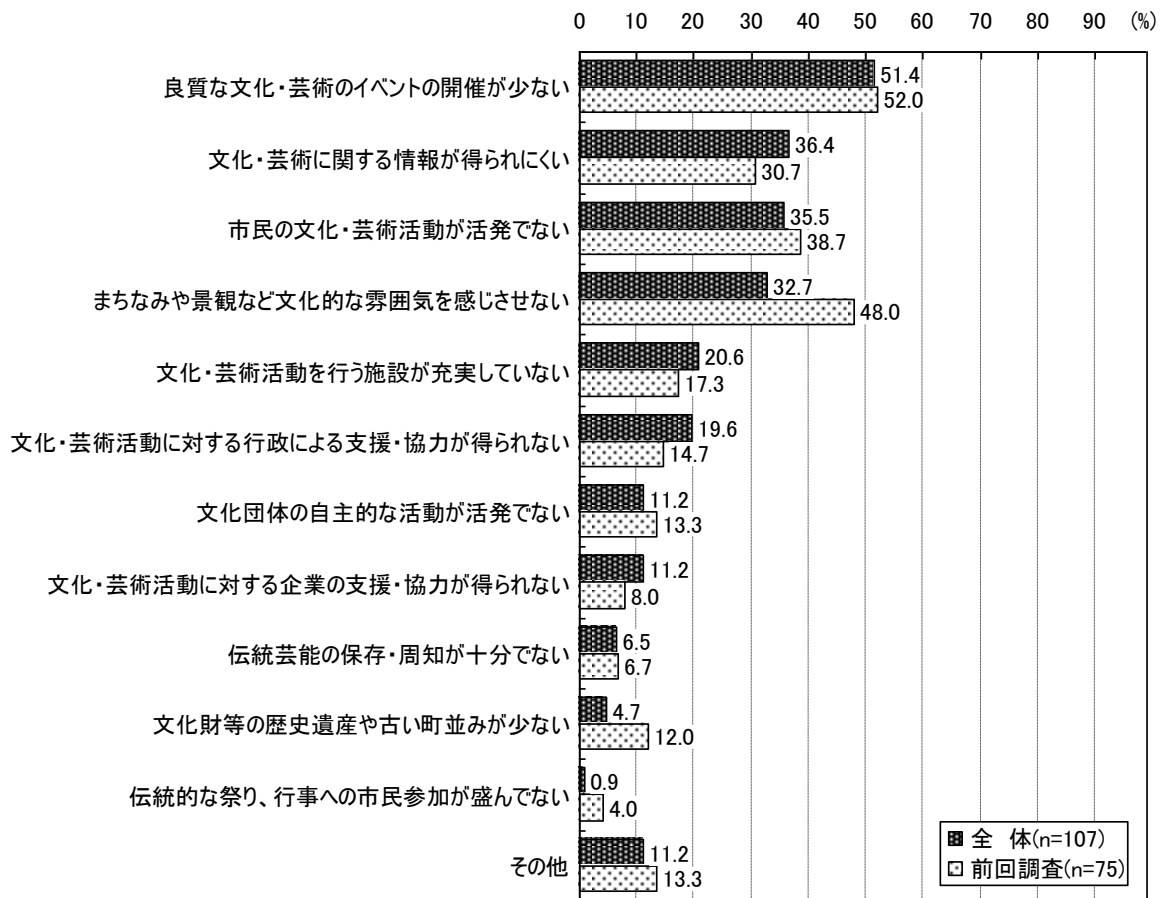
○岸和田市について「文化的である」「ある程度文化的である」と答えた人を合計すると、60.2%の人が文化的なまちだと回答しています。

◆文化的であると思う理由はどうしてですか。(○は3つまで)



- 文化的であると思う理由について、「伝統的な祭り、行事への市民参加が盛ん」という人が86.5%と最も多く、次いで「まちなみや景観など文化的な雰囲気がある」「文化財等の歴史遺産や古い町並みが保存されている」が37.4%などと続いています。
- 前回調査と比較すると、「伝統的な祭り、行事への市民参加が盛ん」と「文化財等の歴史遺産や古い町並みが保存されている」以外の項目において大きく減少する結果となっています。
- 年齢別には、60歳以上で「文化団体の自主的な活動が盛ん」が多くみられます。

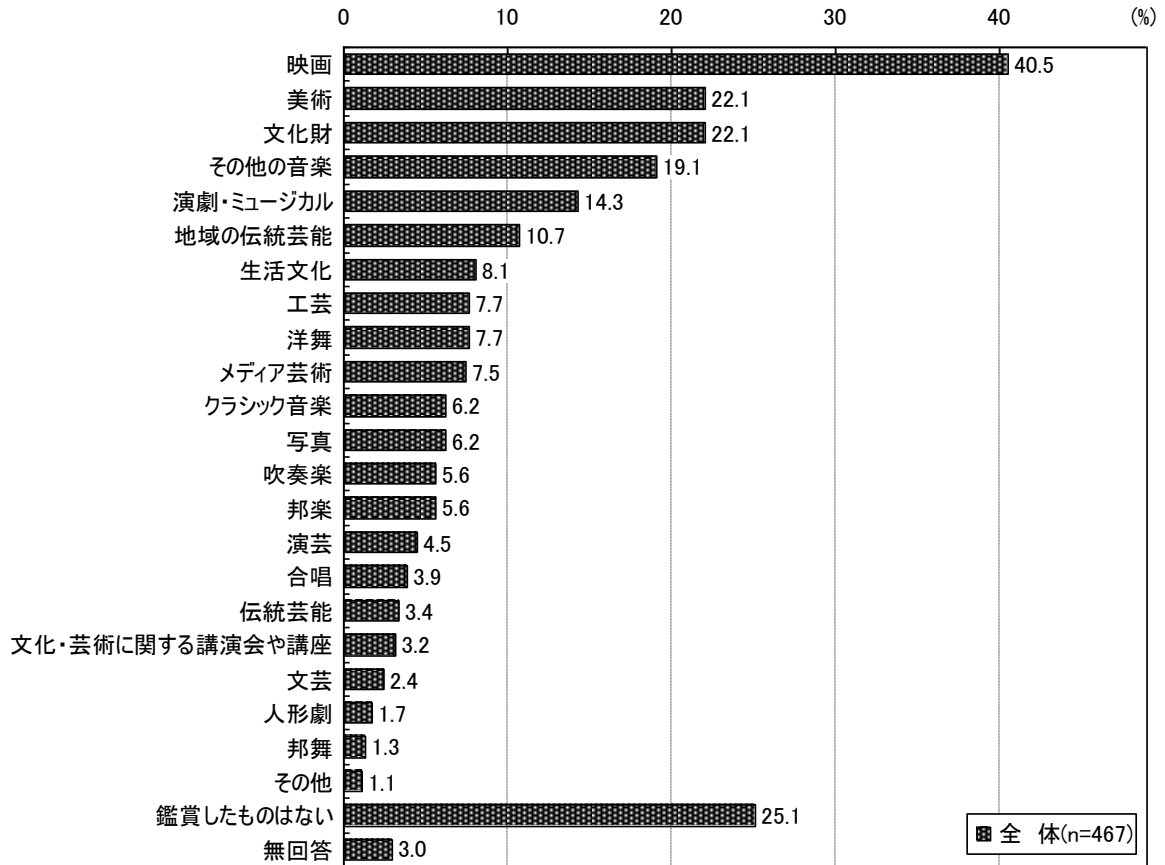
◆文化的ではないと思う理由はどうしてですか。(〇は3つまで)



- 文化的ではないと思う理由について、「良質な文化・芸術のイベントの開催が少ない」という人が51.4%と最も多く、次いで「文化・芸術に関する情報が得られにくい」が36.4%などと続いています。
- 前回調査と比較すると、「まちなみや景観など文化的な雰囲気を感じさせない」が大きく減少する一方で、「文化・芸術に関する情報が得られにくい」や「文化・芸術活動に対する行政による支援・協力が得られない」などの項目が増加しています。

過去1年間に何らかの文化・芸術を直接鑑賞した人は71.9%を占めていますが、内容別に見ると映画が多くみられます。

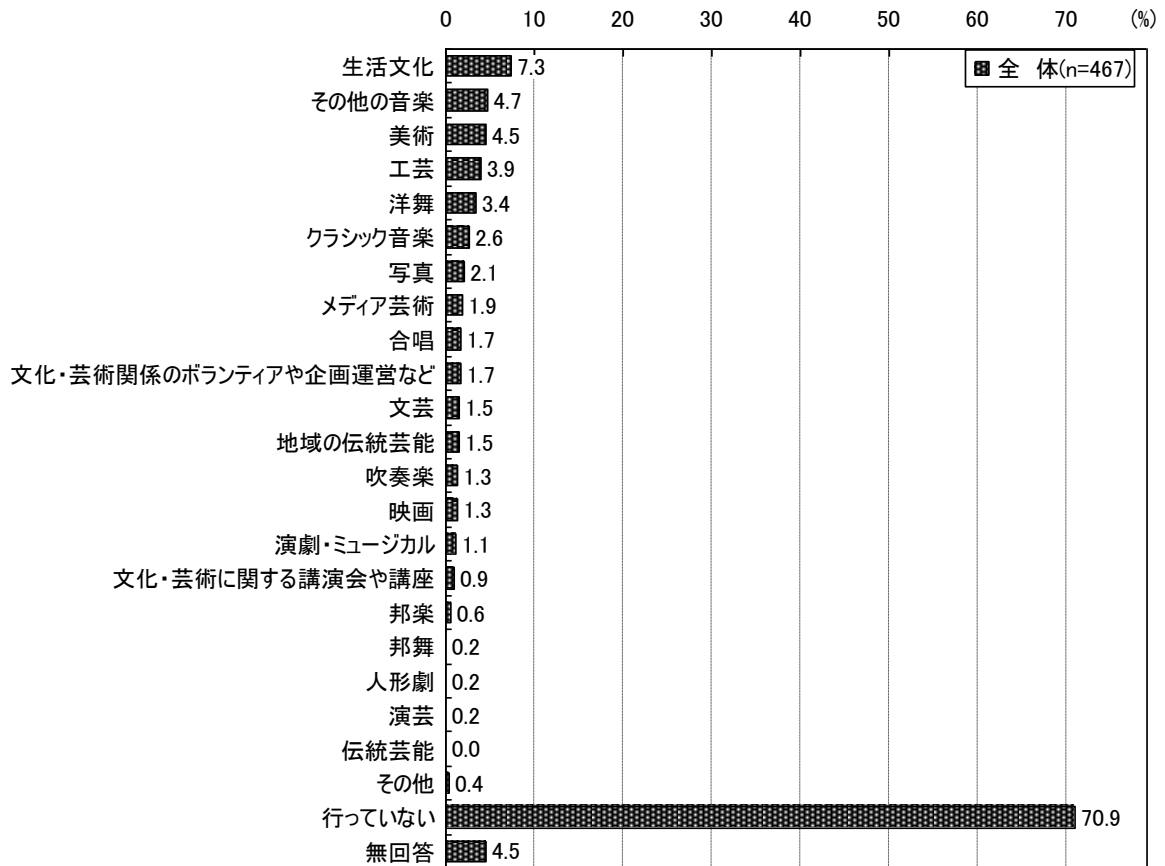
◆過去1年間に、公演や映画、美術作品などの文化・芸術を直接鑑賞されたものがありますか。(〇はいくつでも。ただし自宅での鑑賞は含みません。)



○過去1年間に直接鑑賞したものについて、「映画」が40.5%と最も多く、次いで「美術」「文化財」が22.1%、「その他音楽」19.1%などと続いています。

過去1年間に何らかの創造活動を行った人は24.6%にとどまっています。

◆過去1年間に、演奏や演じる、創作するという文化・芸術の創造活動を行ったものがありますか。(〇はいくつでも)



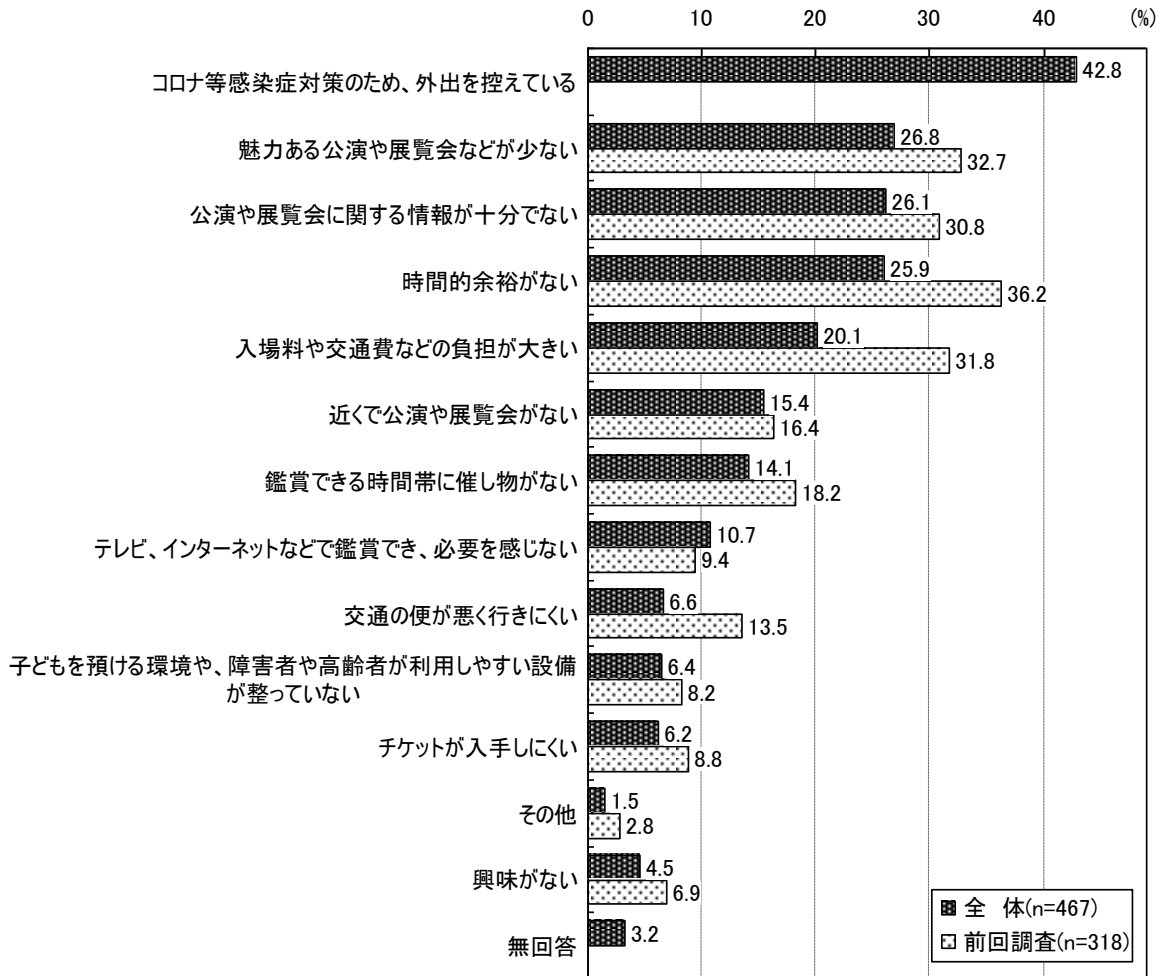
○過去1年間に行った創造活動について「行っていない」という人が70.9%を占めており、特に男性では「行っていない」が81.4%と多くなっています。

○創造活動を行っている人では「生活文化」が7.3%、「その他音楽」が4.7%、「美術」が4.5%などとなっています。

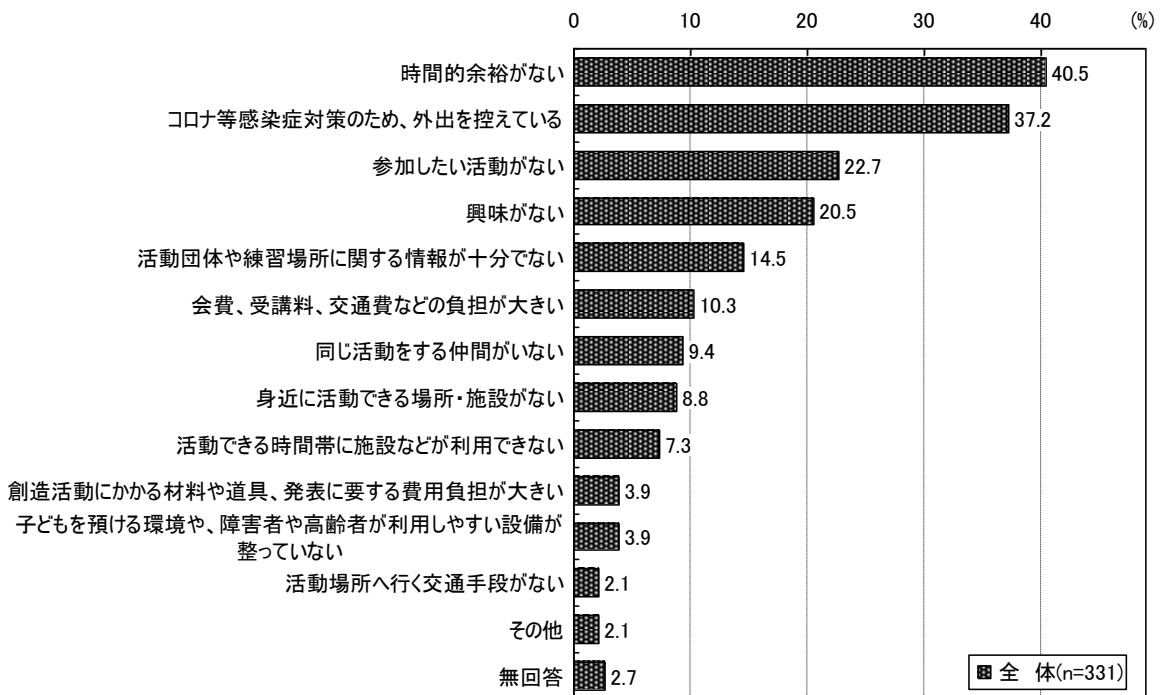
鑑賞、創造活動とも新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けています。

◆文化・芸術の鑑賞において、鑑賞の支障となるものは何だと思えますか。(〇は3つまで)

○鑑賞の支障となるものについて、「コロナ等感染症対策のため、外出を控えている」が42.8%と最も多く、次いで「魅力ある公演や展覧会などが少ない」が26.8%、「公演や展覧会に関する情報が十分でない」26.1%、「時間的余裕がない」が25.9%などと続いています。



◆文化・芸術の創造活動を行っていない理由は何ですか。(〇は3つまで)

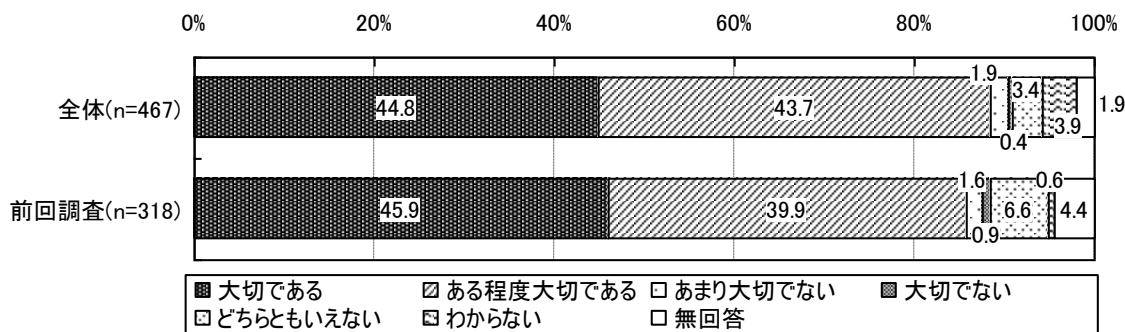


○創造活動を行っていない理由について、「時間的余裕がない」が40.5%と最も多く、次いで「コロナ等感染症対策のため、外出を控えている」が37.2%、「参加したい活動がない」が22.7%などとなっています。

○年齢別にみると、10～30歳代では「興味がない」が33.8%、60歳以上では「コロナ等感染症対策のため、外出を控えている」が47.6%と多くなっています。

文化にふれることについては、90%近い人が大切だと感じています。

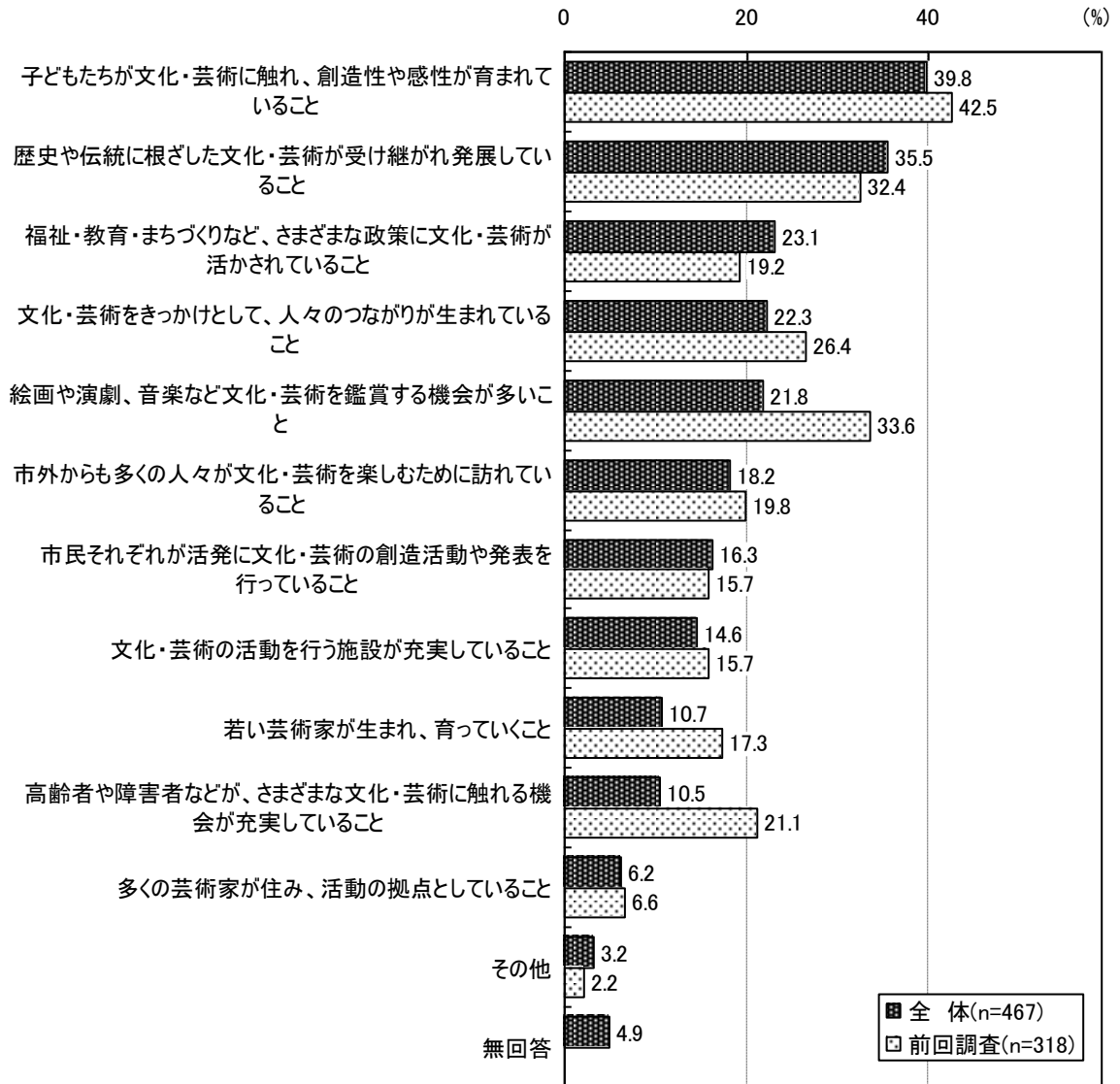
◆日常生活の中で文化・芸術の鑑賞をしたり、ご自身で創造する活動を行うなど文化にふれることは、大切なことだと思いますか。(○はひとつだけ)



○文化にふれることについて「大切である」「ある程度大切である」と答えた人を合計すると、88.5%の人が大切であると回答しています。

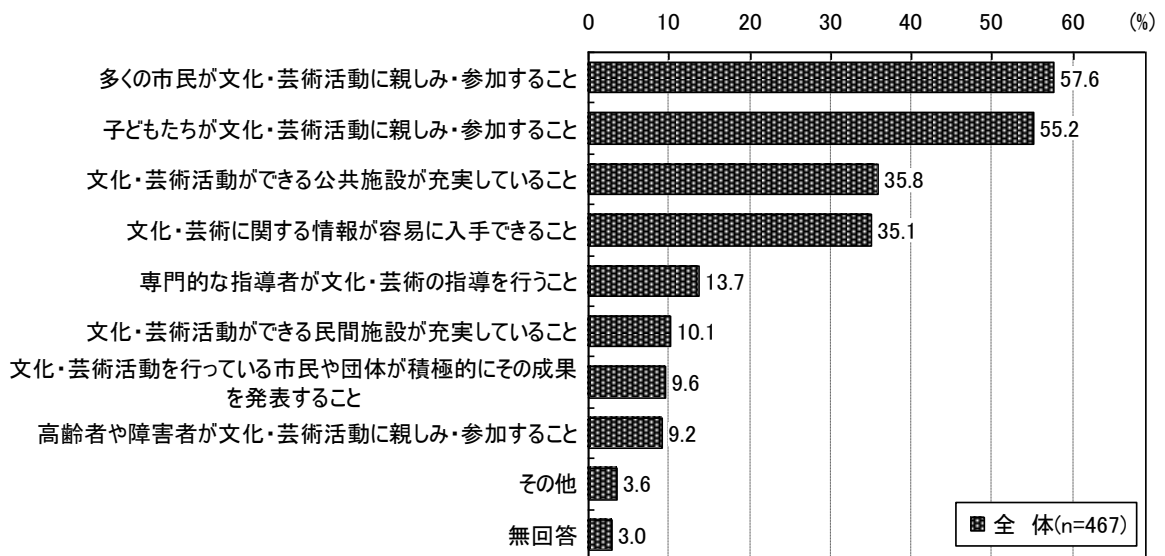
今後の方向性として、多くの市民が文化芸術にふれる機会を増やすこと、特に子どもたちに対する取組が重視されています。

◆「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」と聞いてどのようなイメージを感じますか。(〇は3つまで)



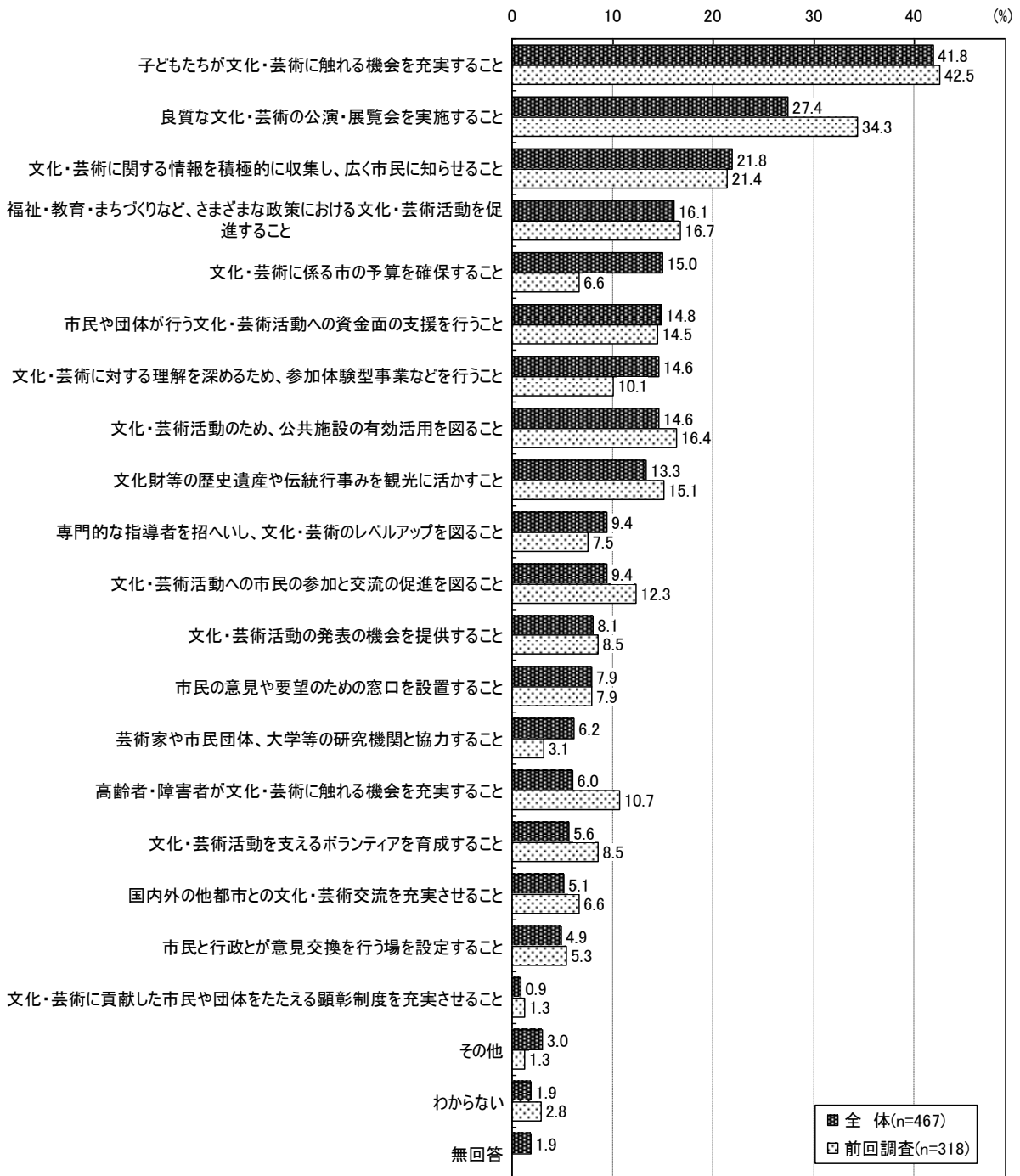
○イメージするものについて、「子どもたちが文化・芸術に触れ、創造性や感性が育まれていること」が39.8%と最も多く、次いで「歴史や伝統に根ざした文化・芸術が受け継がれ発展していること」が35.5%、「福祉・教育・まちづくりなど、さまざまな政策に文化・芸術が活かされていること」が23.1%、「文化・芸術をきっかけとして、人々のつながりが生まれていること」が22.3%などと続いています。

◆文化・芸術の振興のために、何が重要なことだと思いますか。(〇は3つまで)



○文化・芸術の振興のために重要なことについて、「多くの市民が文化・芸術活動に親しみ・参加すること」が57.6%と最も多く、次いで「子どもたちが文化・芸術活動に親しみ・参加すること」が55.2%、「文化・芸術活動ができる公共施設が充実していること」が35.8%、「文化・芸術に関する情報が容易に入手できること」が35.1%などと続いています。

◆文化・芸術の振興のために、行政（岸和田市）は、どのようなことをすべきだと思いますか。（〇は3つまで）



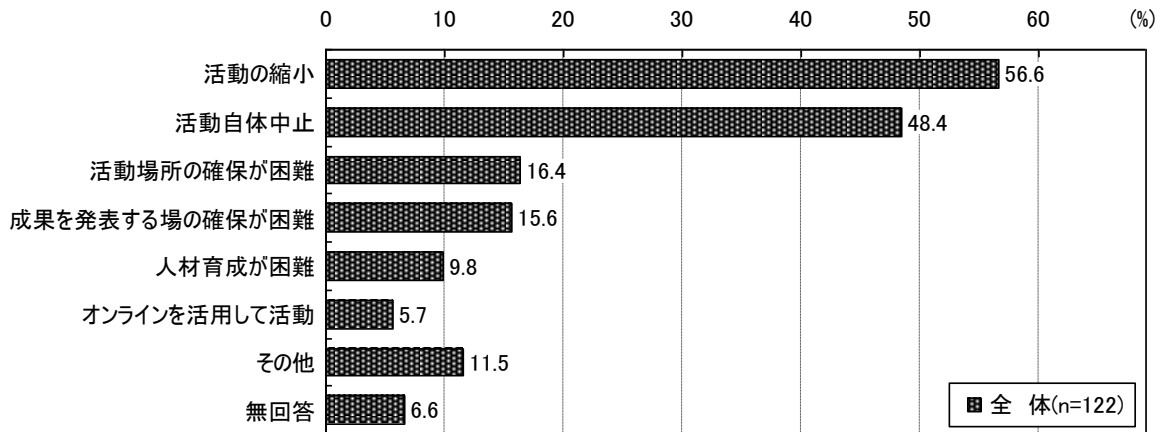
○文化・芸術の振興のために行政がすべきことについて、「子どもたちが文化・芸術にふれる機会を充実すること」が41.8%と最も多く、次いで「良質な文化・芸術の公演・展覧会を実施すること」が27.4%などと続いています。

○前回調査と比較すると、「文化・芸術に係る市の予算を確保すること」が増加し、「高齢者・障害者が文化・芸術にふれる機会を充実すること」が減少する結果となっています。

(2) 文化団体

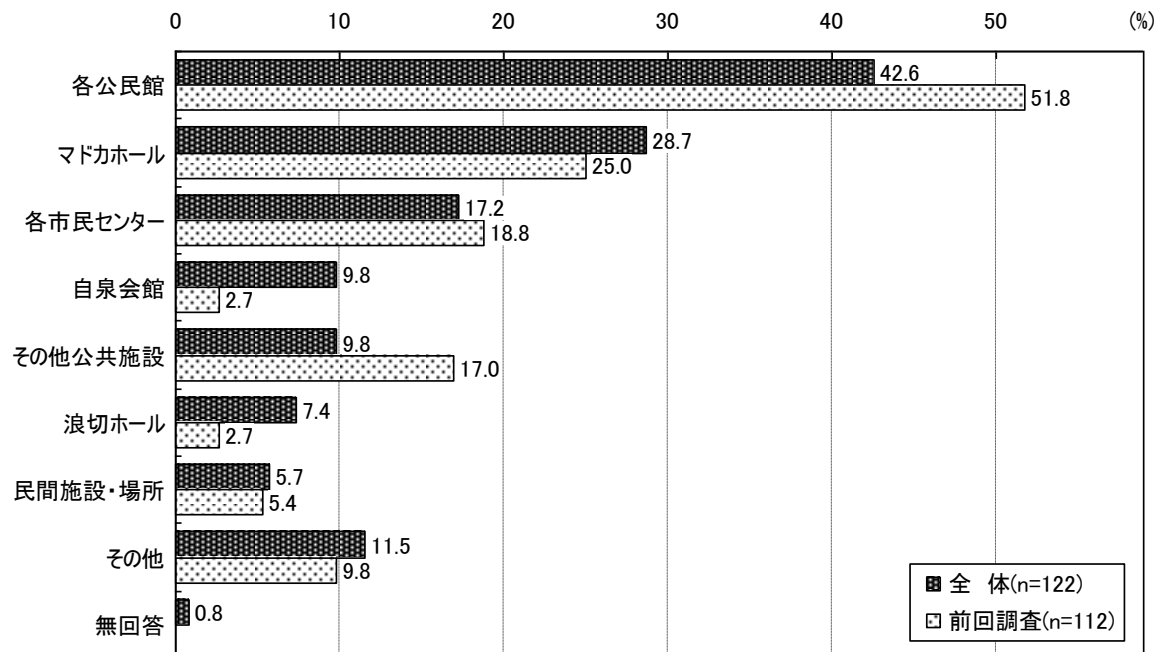
新型コロナウイルス感染症により活動の中止・縮小を余儀なくされた団体が多く、会員の確保、後継者の育成が課題となっています。

◆コロナで活動にどのような影響や変化がありましたか。(〇は3つまで)



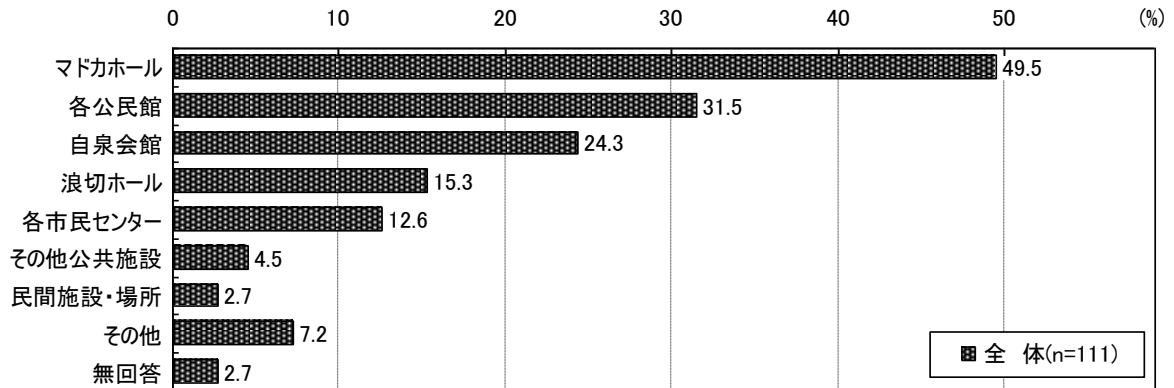
〇コロナによる活動への影響について、「活動の縮小」が56.6%と最も多く、次いで「活動自体中止」が48.4%などとなっています。

◆日常の練習や創作など、活動場所として主に利用している施設をお聞かせください。(〇はいくつでも)



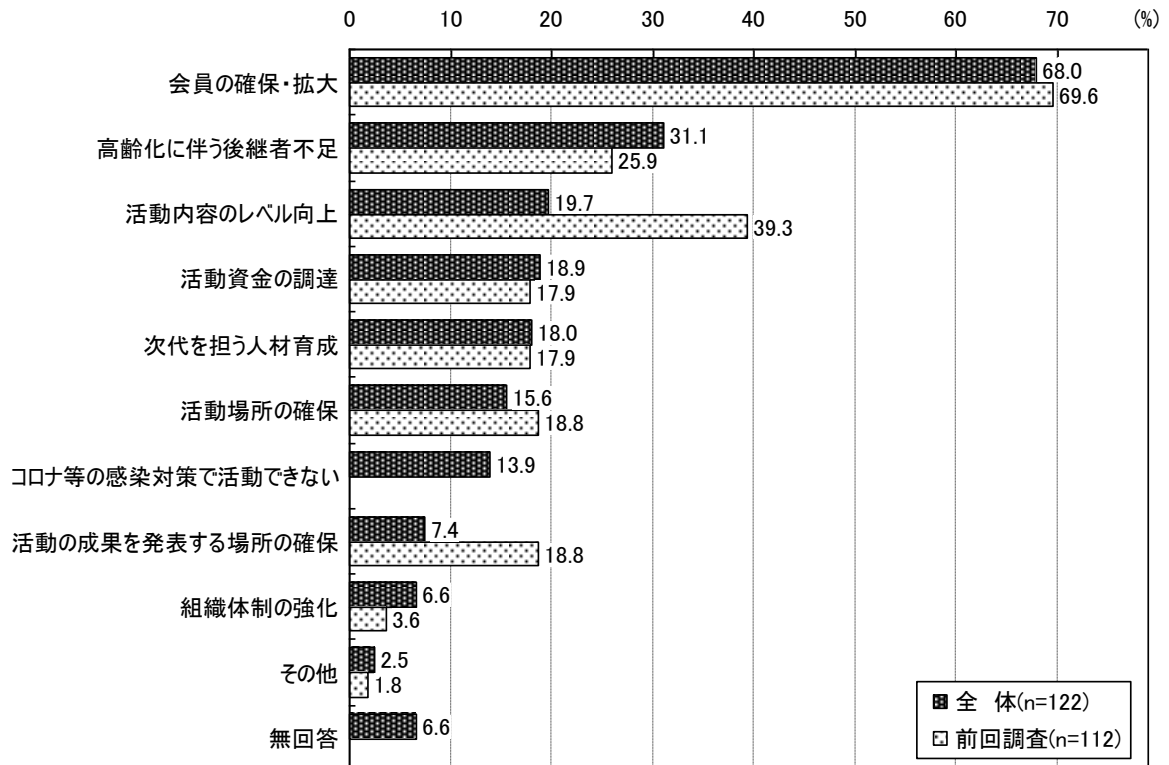
〇主に利用している施設について、「各公民館」が42.6%と最も多く、次いで「マドカホール」が28.7%、「各市民センター」が17.2%などと続いています。

◆団体の活動成果を発表する場所として、主に利用している施設・場所またはその他の機会をお聞かせください。(〇はいくつでも)



○活動成果を発表する場所について、「マドカホール」が49.5%と最も多く、次いで「各公民館」が31.5%、「自泉会館」が24.3%などとなっています。

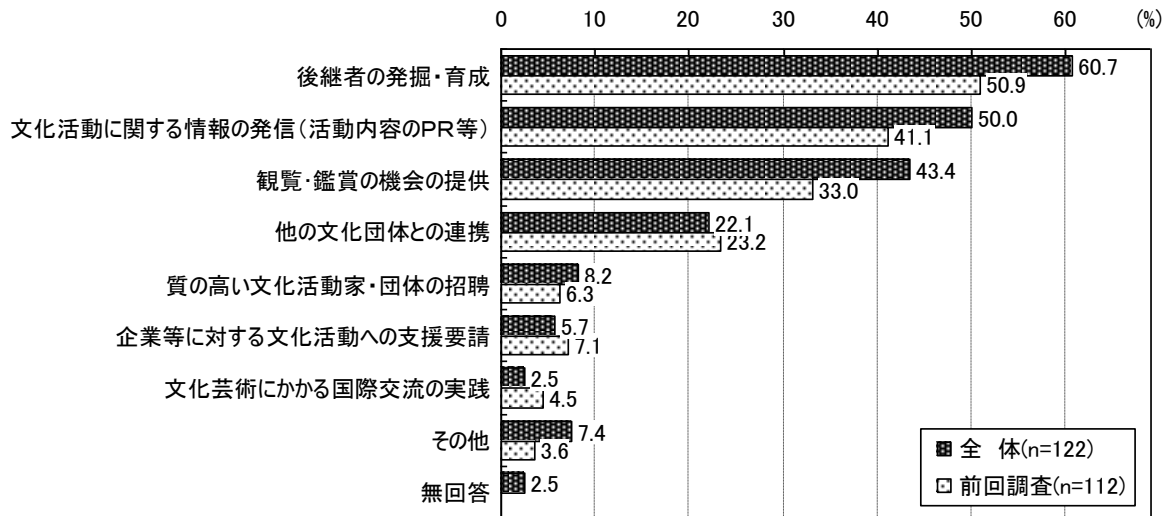
◆団体の活動を行っていくにあたり、どのような課題をお持ちですか。(〇は3つまで)



○団体活動を行っていくうえでの課題について、「会員の確保・拡大」が68.0%と最も多く、次いで「高齢化に伴う後継者不足」が31.1%、「活動内容のレベル向上」が19.7%などと続いています。

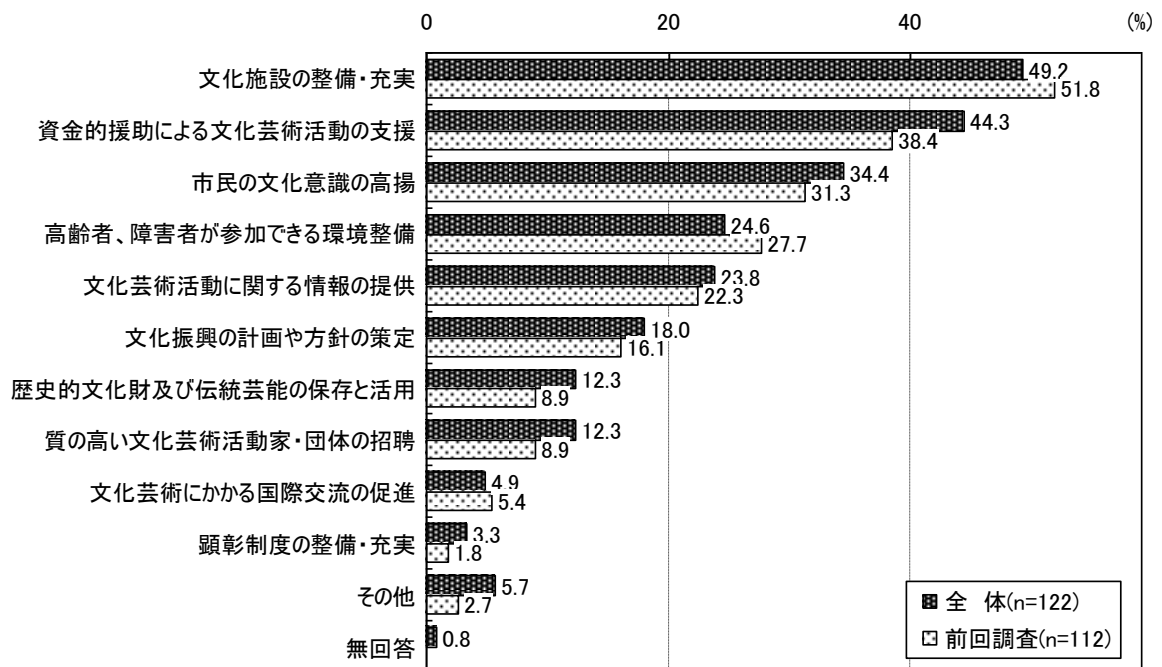
○前回調査と比較すると、「活動内容のレベル向上」や「活動の成果を発表する場所の確保」が減少し、「高齢化に伴う後継者不足」が増加する結果となっています。

◆団体の活動を行っていくにあたり、団体自らが行うものとして何が大切だとお考えでしょうか。(〇は3つまで)



○団体活動を行っていくうえで団体自らが行うべきものについて、「後継者の発掘・育成」が60.7%と最も多く、次いで「文化活動に関する情報の発信(活動内容のPR等)」が50.0%、「観覧・鑑賞の機会の提供」が43.4%などと続いています。

◆団体の活動を行っていくにあたり、市が行うものとして何が大切だとお考えでしょうか。(〇は3つまで)



○団体活動を行っていくうえで市が行うべきものについて、「文化施設の整備・充実」が49.2%と最も多く、次いで「資金的援助による文化芸術活動の支援」が44.3%、「市民の文化意識の高揚」が34.4%などと続いています。

(3) 保育所(園)・幼稚園・小中学校

鑑賞・体験事業の内容は、音楽、演劇・人形劇が中心です。新型コロナウイルス感染症により令和2・3年度の鑑賞・体験事業が大幅に減少しています。

◆令和元年度までさかのぼり、貴所・貴園・貴校が主催する、所属する児童（所属児童全員、または年齢単位で実施するもの）、生徒（全学年児童・生徒、または学年単位で実施するもの）を対象とした、芸術家・団体による芸術（音楽・演劇・舞踊・古典芸能・美術等）分野の鑑賞または体験事業を実施したことがありますか。

	公立保育所 (n=13)	民間保育園 ・こども園 (n=14)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=10)	小学校 (n=14)	中学校 (n=9)	合計 (n=62)
実施	9	7	2	8	14	0	40
未実施	3	6	0	2	0	9	20
無回答	1	1	0	0	0	0	2

○回答のあった保育所(園)・幼稚園・小中学校のうち、40施設で芸術分野の鑑賞体験事業を実施していますが、中学校では全校実施していません。

《年度ごとの実施施設》※令和4年度は予定を含む

	公立保育所 (n=9)	民間保育園 ・こども園 (n=7)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=8)	小学校 (n=14)	合計 (n=40)
令和元年度	9	7	1	3	12	32
令和2年度	8	6	2	0	2	18
令和3年度	8	5	1	4	4	22
令和4年度	9	5	0	7	11	32

○令和元年度から4年度にかけての実施状況をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度・3年度の実施施設数が減少しています。また、事業の内容については、各年度を通じて演劇・人形劇や音楽等の鑑賞事業を屋内で実施する施設が多くなっています。

◆鑑賞事業・体験事業を実施しない、もしくは実施しづらい理由は何ですか。

	公立保育所 (n=3)	民間保育園 ・こども園 (n=6)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=2)	中学校 (n=9)	合計 (n=22)
芸術家・実演団体の出演料・委託料の捻出	0	3	1	2	2	8
カリキュラムとの兼ね合いで実施する時間がない	0	1	0	0	6	7
芸術家・実演団体を受け入れる環境が整わない(会場の確保・設備など)	0	0	0	0	4	4
芸術家・実演団体を選択するにあたり、手段や交渉等がわからない	0	1		1	0	2
実施したいと思う芸術家・実演団体がいない、またはわからない	0	1		1	0	2
従前より実施していないから	0	1	0	1	4	6
実施する必要性を感じないから	0	1	0	0	0	1
コロナ等感染症の対策のため	3	1		1	6	11
マドカホールまでの交通手段が不便				1		1
その他	0	2	1	0	0	3
無回答	0	0	0	0	0	0

○鑑賞体験事業を実施していない理由としては、「コロナ等感染症の対策のため」が最も多く、次いで「芸術家・実演団体の出演料・委託料の捻出」、「カリキュラムとの兼ね合いで実施する時間がない」、「従前より実施していないから」の順となっています。

◆児童・生徒に対して芸術分野を鑑賞させたり、体験させることへの意義や必要性を感じますか。

	公立保育所 (n=13)	民間保育園 ・こども園 (n=14)	私立幼稚園 (n=2)	公立幼稚園 (n=10)	小学校 (n=14)	中学校 (n=9)	合計 (n=62)
大変必要である	10	9	2	9	9	4	43
ある程度必要である	3	5	0	1	4	3	16
どちらともいえない	0	0	0	0	0	2	2
あまり必要であると感じない	0	0	0	0	0	0	0
必要でない	0	0	0	0	0	0	0
わからない	0	0	0	0	0	0	0
無回答	0	0	0	0	1	0	1

○「大変必要である」が69.4%、「ある程度必要である」が25.8%となっています。

3 今後の施策推進に向けた課題

これまでに示した文化振興を取り巻く国や社会の動向、アンケート調査の結果などから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化活動は著しく制限され、大きなダメージを受けたことが明らかになりました。しかしその一方で、アンケートでは市民の9割近くが、文化にふれることは大切だと考えています。

コロナ禍の中で公演や展覧会の開催が困難となるなか、オンラインによる表現・鑑賞も活発になる等デジタル化が急速に進み、文化活動の形態に変化が生じてきました。こうした状況もふまえ、コロナ禍によるダメージから回復途上にある文化活動の継続を支援していくことも視野に入れつつ、今後の施策推進に向けた視点を整理すると、以下のようにまとめることができます。

①人材育成

- 従来からの課題として、少子高齢化の進行や就労形態の多様化、子育てや介護など家庭を取り巻く環境の変化などにより文化に親しみ、創造活動を行う市民の数自体が伸び悩んでおり、各文化団体においても、活動の軸となる人材の高齢化、後継となる人材の育成などの課題に直面している。
- 特に子どもたちや子育て世代、働き盛り世代など幅広い市民の文化への興味や関心を醸成するとともに、地域の中でさまざまな文化活動の機会を提供していくことを通じて、次代の文化を担う人材の育成を図っていくことが求められている。

②文化をとりまく状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の生活や社会経済に甚大な影響を及ぼすとともに、文化振興面でも鑑賞や創造活動を行う機会喪失・減少や感染症対策の視点をふまえた活動内容に変更を強いられるなど、今なおその状況は続いている。
- 高齢化やコロナや世界情勢など不安な状況の中、あらためて、人の心を豊かにし、生きる糧となるといった文化が持つ力が必要とされている。今一度、文化の役割を再認識し、その価値をより一層高めていくとともに、地域の文化力の向上や福祉、教育、まちづくりなど、関連する分野における施策との有機的な連携を通じて、市全体の魅力のさらなる向上を図る必要がある。

③環境整備

- 一人でも多くの市民が文化に関心を抱き、さまざまな文化に触れ、自ら参画していきえるよう、行政はさまざまな媒体を通じた情報の発信、より市民の目に触れやすい文化

第2章 岸和田市における文化の現状と課題

活動の展開、文化団体による活動の活性化、これから始めたいと思う個人・グループのきっかけづくりなど、文化活動の環境づくりを推進していく必要がある。

○安心して文化活動ができるように、施設の老朽化などの対策、円滑かつ良好なサービスの提供が求められている。

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田

本市は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある城下町として、勇壮で優美なだんじり祭をはじめ、地域に根ざした伝統行事が地域住民の結束を育み、市民自らが主体となった地域文化が創造されています。私たちは、これらの誇るべき文化を先人から継承し、将来に向けてさらに発展させていかなければなりません。

地域文化とは、人々との関わりや、風土の中で生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、その地域やそこに暮らす人々の特性や個性を構成する重要な要素となっているものです。しかし、都市化や情報化社会の進行、少子高齢化の到来による社会的問題の発生や市民ニーズの多様化などの中で、地域文化の担い手の確保が難しくなっています。そのような中で、子どもたちの感性を磨き、生きる力を育む教育や都市魅力の創出などにおいて、地域文化の持つ力と価値が見直されつつあります。

前プランでは、文化活動を通じた未来を担う子どもたちの創造する力と生きる力、感性を育むことを最重点としつつ、多くの市民が文化に触れ創作活動を行うことで豊かな人間性を涵養かんようするとともに、相互理解と交流の促進、地域の賑わいや魅力ある都市の創出など、地域に文化の花を咲かせることを目標として取り組んできました。本プランにおいても、前プランの考え方を継承し、「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」を基本理念として掲げ、施策の推進を図ることとします。

2 重点目標

本プランでは、文化を取り巻く環境の変化、アンケート調査などの結果をふまえ、次の2つの重点目標を掲げます。

重点目標1 子どもたちが文化・芸術にふれ、創造性や感性を育むこと

子どもが幼い頃から文化にふれることは、豊かな感性を養うとともに、想像力や創造性、コミュニケーション能力を育むなど、さまざまな可能性を高めてくれます。また、子どもが継続して文化に親しむことは、将来において創造力を発揮し、活躍する人材としての成長にもつながるため、特に基本目標Ⅰを推進していきます。

重点目標2 効果的な情報発信および文化芸術への関心の喚起

市民が文化に興味・関心を持ち、鑑賞や創造を行うにあたり、情報の集約や発信は大きな役割を果たしており、その整備は文化活動を支える大切な基盤となります。

そのため、場面・地域・年代などの対象に合わせた効率的かつ効果的な情報発信を行えるよう、広報紙やSNS等を活用します。また、市民ニーズを把握しつつ、公演・教室・講座や文化施設の情報を集約し、提供することで、文化のネットワーク構築を図ります。

3 基本目標

基本理念である「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」を実現していくため、次の4つの基本目標により取組を推進していきます。

基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

乳幼児期から文化にふれる機会を創出するとともに、子どもたちの活動を推進します。

基本目標Ⅱ 輪を広げる

福祉、教育、まちづくりなどさまざまな施策に文化を活かす取組を推進するとともに、多くの市民が絵画や演劇、音楽などの鑑賞や創造を通じて人のつながりや交流を育む活動を推進します。

基本目標Ⅲ まちの魅力を高める

歴史や文化財への理解の促進と活用や自然環境との調和を図り、各種イベントや文化施設の整備・充実により、文化の振興によるまちの魅力の創出を推進します。

基本目標Ⅳ 未来へつなぐ

文化活動の担い手の育成や市内活動家の掘り起こしを図るとともに、情報の収集や発信機能の充実と文化振興基金の活用を推進します。

4 施策体系

基本理念を実現するための4つの基本目標について、将来ビジョン・岸和田は次のように関連します。

基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	子どもの個性や能力が豊かに育まれている
	生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている
健康で自分らしく生きられるまち	平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている
にぎわいと活力を創造するまち	岸和田の魅力が伝わっている

※ 文化振興条例第8条、第12条、第14条
特に関連するSDGs目標



基本目標Ⅱ 輪を広げる

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている
健康で自分らしく生きられるまち	平和で、多様な価値観が尊重され、他者への理解が促進し、自分らしく生活できる環境が整っている
みんなで作る持続可能なまち	みんなが主役の協働・連携したまちづくりが行われている

※ 文化振興条例第8条、第11条、第13条、第14条
特に関連するSDGs目標



基本目標Ⅲ まちの魅力を高める

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	郷土の歴史や文化が引き継がれている
人と自然が共生した住みよいまち	人が緑と触れ合っている

基本目標	個別目標
にぎわいと活力を創造するまち	岸和田の魅力が伝わっている
	にぎわいや活力を支える基盤が整っている

※ 文化振興条例第8条、第9条、第10条、第14条
特に関連するSDGs目標



基本目標Ⅳ 未来へつなぐ

将来ビジョン・岸和田 基本構想	
基本目標	個別目標
岸和田の次世代を育むまち	生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている
にぎわいと活力を創造するまち	岸和田の魅力が伝わっている
みんなで作る持続可能なまち	みんなが主役の協働・連携したまちづくりが行われている

※ 文化振興条例第12条、第14条、第15条、第16条、第17条
特に関連するSDGs目標



5 文化活動の形態と振興の在り方

文化活動には、創造・発表・鑑賞・参加という形態があります。

○創造とは、描く、踊る、歌うなどの創造活動のことです。

○発表とは、表現の成果を発表する機会・場のことです。

○鑑賞とは創造活動の成果を広く周囲に知ってもらい、創造者の表現を受け止める機会・場のことです。

○参加とは、文化活動へのさまざまな関わり方のことです。直接、創造するだけでなく、裏方や指導、また支援することなども重要な文化活動です。

文化の振興に向けては、創造・発表・鑑賞・参加が一体的に展開され発展し、交流を促進できることが重要であり、さまざまな多様性や個性を尊重しながら、市民の文化活動を中心とした文化の振興を図っていくこととします。

6 期待される役割

市民、団体、行政など文化芸術に関わるさまざまな個人や団体が、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携・協力していくことが必要です。以下に、期待される役割を明らかにします。

(1) 市民の役割

現在及び将来にわたって、文化を享受し、創造し、参加し、文化的な環境の中で生きることは市民一人ひとりの願いであり、また、生まれながらの権利でもあります。

市民は、文化への関心を高め、その重要性を認識しながら、自らが文化を担う主体として、文化活動を行うよう努める必要があるとともに、文化活動を通じて文化の振興に積極的な役割を果たすことや、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努める必要があります。

(2) 団体の役割

本市の文化活動は、市民一人ひとりの主体的な活動によるものであると同時に、法人や文化団体及びその他の団体等多様な活動主体によって担われています。また、独自の文化活動だけではなく、さまざまな分野の連合体として構成された中核的な文化団体による文化活動の展開も図られています。さらに、指定管理者制度の導入により、公共施設の管理運営を通じて、民間企業による文化振興の参画も行われています。

団体は、広く市民の文化活動を支援するよう努める必要があるとともに、自らが文化活動を展開する場合には、その活動を通じて文化の振興に積極的な役割を果たすことや、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努める必要があります。

(3) 市の役割

市は、市民や多様な活動主体が行う文化活動の自主性を尊重し、場や機会の提供、情報の収集・発信、多様な活動主体との連携や協働の促進、文化施設の整備などに努めます。また、産業、観光、教育、福祉その他分野における施策との連携に努めます。

また、本市にあるさまざまな文化資源の活用を進めながら、本プランを推進していく上での総合的な調整機能を担っていくものとします。

第4章 施策の推進

基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

子どもたちの豊かな心を育てていく上で、文化は大きな力を発揮するものです。

本市の将来を担い、また、これからの文化活動の担い手としても期待される子どもたちが、優れた文化に触れ、充実した活動ができる環境を整備する必要があります。

特に、0歳児から就学前までの早い時期に重点的に文化にふれる機会を創出するとともに、小中学校などの教育機関や地域での取組を促進していくことは、子どもたちの創造する力や感性を育み、また、情操教育として、他者との関わりを学習し、生きる力を育むなど、成長期の子どもたちにとって大変重要なことです。

そのため、乳幼児期からの継続した取組を推進します。

1 就学前の子どもたちが文化にふれる機会の重点的な創出

- 妊婦や0歳児、乳幼児などが共に参加できる読み聞かせや鑑賞・体験の機会の提供に努めます。
- ブックスタート事業などを通じて、家庭での取組の推進を図ります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園などの乳幼児に対する鑑賞や体験の機会の提供に努めます。
- 子どもたちの文化活動を支える子育て世代への理解の促進に努めます。

2 子どもたちに対する文化プログラムの充実

- 子どもたちの発達段階やさまざまな心身の状況に対応した鑑賞事業や体験講座などの事業の充実に努めます。
- 親子や子どもたちを対象にした講座や事業を促進します。
- 子育て世代が子どもとともに文化活動に参加できる機会の充実に努めます。
- 地域の子どもたちと大人たちの交流機会の創出に努めます。

3 小中学校などの学校教育機関における文化事業や地域との文化交流の推進

- 子どもの読書習慣の定着を推進します。
- 子どもたちが文化に直にふれることのできる機会の提供に努めます。
- 子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、また、お互いが鑑賞できる機会の提供に努めます。
- 小中学校の音楽会の実施を推進します。
- 図書や楽器など学校での文化活動に必要な学校備品の充実に努めます。
- 郷土の自然や歴史、産業や伝統文化などの郷土学習の推進に努めます。
- 地域の伝統行事や学校行事など文化活動を通じた交流を促進します。
- 地域ボランティアなどとの連携による体験学習などの交流を促進します。

4 子どもたちの文化活動への育成・支援

- 市の文化の振興と青少年の育成を目的に結成した市の育成団体である岸和田市少年少女合唱団、マドカドラマスクールの活動を支援します。
- 保育所や幼稚園、小中学校の鑑賞事業の実施を支援します。
- コンクールへの出場に対して、リハーサル会場を提供します。
- 青少年の創造や発表機会の創出に努めます。

5 国際交流の推進

- 各姉妹都市・友好都市との青少年の交流事業を通じて、日本文化を発信し、相互の文化交流を推進します。

基本目標Ⅱ 輪を広げる

優れた文化との出会いは、心を豊かにするだけでなく、新たな情報や知識を与え、より充実した文化活動への原動力ともなるものです。また、文化の創造を通じて、自己表現できる喜びを与えるとともに、参加・交流のきっかけとしても大きな役割を果たすものです。文化事業への市民参加を促進するとともに、高齢者や障害者へも配慮し、多くの市民が文化活動を通じて、地域や仲間とのつながりや生きがいや育まれる環境の整備を推進していく必要があります。

地域の文化活動の活性化には、文化団体による独自活動の展開と団体相互の協働も大きな役割を果たします。各団体の持つノウハウや専門性を活かした文化活動が提供されることにより、多くの市民が文化に触れ合う機会の充実を図る役割を担っています。

また、行政施策に文化的な視点の導入を図るなど、部署を越えた連携・協働などを推進します。

1 発表・鑑賞機会の充実

- 美術分野の公募展である岸和田市市展の充実・発展に努めます。
- 市の育成団体である岸和田市音楽団、岸和田市少年少女合唱団、マドカドラマスクールの定期演奏会や定期公演など、より多くの市民が鑑賞できる事業を推進します。
- マドカ合唱祭や岸和田フレンドシップコンサートについて実行委員会と協働し、交流の推進や事業の充実・発展に努めます。
- 岸和田市文化祭について、参加者の代表者で構成される文化祭実行委員会をサポートし、事業の充実・発展に努めます。
- 公民館まつりなど身近な公共施設での発表機会の充実に努めます。

2 高齢者、障害者等の文化活動の充実

- 高齢者趣味の作品展や障害児・者のためのふれあい作品展等について、市民への周知と出品者の確保に努めます。
- 障害のある方の創造する機会を増やす事業展開を行います。

3 国内外の演奏家や芸術家による演奏会や展覧会の開催

○浪切ホール指定管理者の企画事業を中心として、優れた国内外の演奏会や、さまざまなジャンルの公演、展覧会の開催を推進します。

4 文化団体への支援

○特定のジャンルに限らずに包括的な取組をしている岸和田市文化協会、岸和田文化連絡協議会、岸和田文化事業協会の活動を支援し、多くの市民が参加できる取組を市と協働して推進します。

5 文化事業への市民参画および文化交流の促進

○実行委員会などの企画やスタッフなど側面での参加など、広く市民が参画できる文化事業の実施に努めます。
○文化活動をしている市民・団体、活動をしていない市民、また国内外などさまざまな組み合わせによる多様な交流の機会の創出に努めます。

6 生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化

○公民館や市民センターが、市民の学習活動や実践などをより発揮できる場となるよう、多様な学びの提供や自主的な活動を支援します。
○生涯学習は、全ての世代を対象につながりや協働を生む基盤であり、地域によるコミュニティの活性化につながる事業を推進します。
○急速なデジタル化など社会状況の変化に対応する学びの提供方法について、より多くの市民が学ぶ機会を持てるよう検討し、推進します。

7 文化的視点の導入と連携

○文化事業に対し、文化的な視点を考慮した助言など側面的な支援を行い、文化の振興に努めます。

基本目標Ⅲ まちの魅力を高める

本市には、数多くの文化財や伝統行事、豊かな自然環境、そして、現在まで培われてきた市民による多彩な文化活動など、豊富な文化資源があります。これらを活用し、心豊かな文化のまちづくりにつながる環境を整備していく必要があります。

文化の振興は、市民一人ひとりのつながりを育むとともに、文化活動で得られる感動は地域を活性化させ、社会全体を明るくしたり、地域産業に付加価値を与えるなど、まちの魅力が高まることで、新たな特色あるまちを形成していく力を持っています。

このような文化の力を活かしたまちづくりを推進します。

1 歴史や文化財等への理解の促進と活用

- 地域の歴史や岸和田城など文化財への理解を促進し、地域の魅力向上につながる取組の推進に努めます。
- 子どもたちにも、地域の歴史や文化財に親しみが持てる環境の整備に努めます。
- 地域の歴史に関する取組や文化財を活用した文化事業の取組に努めます。
- 濱田青陵賞の周知や理解への取組を推進します。

2 伝統行事の保存・継承

- だんじり祭などの伝統行事の保存・継承の支援や情報発信に努めます。
- 市無形登録文化財である「土生鼓踊り」や、「葛城踊り」を次代に継承していくように支援します。

3 自然環境や景観との調和

- 豊かな自然環境や景観との調和を図ります。また、次代につながる取組を推進します。
- 自然観察会など地域の自然にふれる取組の支援に努めます。
- 歴史的まちなみの保全に努めます。

4 文化施設の整備

- 既存の施設が安全に、安心して利用できるための必要な整備に努めます。

5 イベントを活用した魅力あるまちづくり

○岸和田城をはじめ、市内各所において、イベントを活用した魅力あるまちづくりの推進に努めます。

6 伝統工芸品などの価値発信

○桐ダンスをはじめとした伝統工芸品などの周知や価値の発信に努めます。

7 芸術家の活動拠点の創出の検討

○アーティスト イン レジデンスなど芸術家の活動拠点の創出について、研究・検討を進めます。

基本目標Ⅳ 未来へつなぐ

本市では、多くの団体や市民によりさまざまな文化活動が行われており、この活動が本市の文化を支え、市民に文化を広げていく大きな役割を担っています。文化の振興を図り、未来へつないでいくには、文化活動に関心がある市民だけではなく、より多くの市民が文化に触れ、活動を行う環境づくりが必要となります。

文化の担い手を育成するには、文化活動への参加を促すなど積極的に施策の推進を図っていく必要があります。とりわけ、子どもたちを中心にしたさまざまな活動を推進し、その活動が継続できる環境の整備を図っていかねばなりません。また、市内で活動する芸術家や優れた技術を評価し、多くの市民に広めていくことも重要な要素となります。本市には、文化を支える人材や文化施設を中心とした公共施設などの文化資源が多く存在しています。それらの文化資源間の連携・協力を促進していく仕組みづくりを行っていく必要があります。また、文化に関する情報の収集や発信機能、情報共有体制を充実させるなど、文化活動を未来へつなげる施策を推進します。

1 文化の担い手の育成

- 育成団体である「岸和田市少年少女合唱団」「岸和田市音楽団」「マドカドラマスクール」の活動を地域活動につなげるとともに、団員の確保について支援していきます。
- 文化活動へより多くの市民が参加できる機会の充実と参加促進に努めます。

2 活動団体、個人の表彰制度の整備

- 文化活動に対する表彰制度を見直し、特に若いアーティストへの表彰や、奨励賞の設置など、幅広い表彰制度の整備に努めます。

3 情報の収集、発信

- 文化活動の情報の集約とわかりやすい情報発信に努めます。特にインターネットやSNSなどを通じた情報発信に取り組みます。
- 文化に関するイベント・事業などを周知するため、市内公共施設でのポスター掲示やチラシ配架などに努めます。
- 市民や行政内での事業展開における相談機能の充実にも努めます。

- 文化施設における情報の共有化を図り、連携体制の充実を図ります。
- 国や民間団体の助成などの情報の周知に努めます。

4 文化振興基金等の活用

- 文化振興基金やふるさと寄附などを活用した事業の展開の推進に努めます。
- 基金の役割などの周知を図り、原資の確保に努めます。

第5章 文化施設・公共施設

1 文化施設の位置づけ

平成24年に施行された「劇場及び音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）の前文で、劇場や音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点と位置づけています。

劇場法は、「文化芸術基本法」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的としています。地方公共団体は、劇場法の目的を達成するため、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めることと規定されています。

2 浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割

本市では、浪切ホール、文化会館、自泉会館の公共文化施設3館が、それぞれの施設の特性・機能・規模に応じて、相互に協力をすることで市全体の文化の振興を推進し、牽引する役割を果たしています。そのため、3館が担うべき役割を整理し、共通認識のもとで文化の振興を推進する必要があります。

また、これまでの鑑賞型を中心に展開されてきた文化事業を、創造や体験事業など、もっと文化にふれる機会を重点的に創出していくことで、豊かな地域社会の実現や魅力あるまちづくりを目指す必要があります。

このことから、3館での合同事業の取組などで、地域の文化を創出する実演団体・実演者と連携するなど、新しい文化創造の場の提供を推進します。

なお、本市では「岸和田市公共施設等総合管理計画」に基づき、文化施設を含む公共施設等の最適化の取組を進めています。以下に示す3館の役割は、今後文化施設の最適化の取組の進捗に伴い、必要に応じて見直しを行います。

(1) 浪切ホール

浪切ホールは、その規模や立地条件などから、文化活動の拠点施設として、また地域活性化の中核的な施設としての役割を担っています。特に、伝統芸能を含む優れた舞台芸術を地域住民に提供することや既存文化関連諸施設とのネットワークを推進し、新しい地域社会を創造する原動力となる「地域の文化力」を高める事業展開を図るとともに、商店街や各種施設との連携により、まちの魅力の向上や臨海部、岸和田駅、岸和田城周辺で結ばれたエリアの活性化を推進する重要な使命を担っています。

そのため、浪切ホール指定管理者において、各施設の機能を最大限活かすことはもちろんのこと、文化活動を通じて、周辺の商業施設、最寄駅、駅前商店街など地域のエリア全体の活性化を推進します。

① 事業実施について

- 伝統芸能や音楽・舞踊等を中心にプロによる優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めます。
- 音楽や演劇、ダンスなどさまざまな形で市民が体験できる機会の提供に努めます。
- 独自の舞台芸術を企画・創造し、地域からの文化づくりの推進に努めます。
- 大ホール、小ホール、祭りの広場など施設の特色ある機能を活かし、地域や岸和田市の価値やステイタスを高める事業の実施に努めます。
- 市域における市民や文化団体等の主体的な芸術文化活動を育成、支援に努めます。
- 3館合同事業による市民参加や体験の機会を創出します。
- 和歌山大学サテライトと連携し、地域の振興と活性化の貢献に努めます。

② 運営・管理について

- 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- 誰もが気軽に利用でき、快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- 利用者や地域住民が、安全に安心して利用できる施設環境と運営体制の整備に努めます。
- 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めるとともに、避難施設としての役割を果たします。

(2) 文化会館（マドカホール）

文化会館は、市の文化振興施策推進の拠点施設として、さまざまな行政施策と連携した文化事業の推進を図っていく役割を担っています。

また、地域住民の発表や創造の中核的な施設としての役割とともに、特に、子どもたちの活動を支え、鑑賞や体験の機会を充実させていくことが求められています。また、国際交流の推進や住民の交流の場の提供、障害者や高齢者の発表機会の充実にも努めていく必要があります。各施設の機能を最大限活かすことはもちろんのこと、市民や文化団体、他の施設と連携協力し、地域文化の向上の推進に努めます。

① 事業実施について

- 子どもたちや親子を中心にした音楽や演劇、ダンスなどさまざまな形での体験機会や鑑賞機会の提供に努めます。
- 育成団体である「岸和田市少年少女合唱団」「岸和田市音楽団」「マドカドラマスクール」の活動を支援し、輪を広げる事業展開に努めます。
- 公募展である市展や地域で活動する市民や団体が参加するマドカ合唱祭の充実・発展に努めます。
- 市民文化活動の場としての文化祭について、実行委員会の活動を支援し、事業の充実・発展に努めます。
- 障害者・児のための作品展の開催を支援します。
- 市内小中学校の音楽会や鑑賞事業、市内中学校におけるクラブ活動発表会などの子どもたちの文化事業の実施を支援します。
- 庁内のさまざまな施策と連携し、文化活動を通じた子どもたちの健全育成や地域の魅力づくりに努めます。
- 市民や文化団体等の主体的な芸術文化活動の支援、育成に努めます。
- ワークショップや講座の開催など文化活動の普及に努めます。
- 3館合同事業による市民参加や体験の機会を創出します。
- 国際交流を通じた青少年の異文化交流や異文化理解に努めます。

② 運営・管理について

- 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- 誰もが気軽に利用でき、快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- 利用者や地域住民が、安全に安心して利用できる施設環境と運営体制の整備に努めます。
- 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めるとともに、避難施設としての役割を果たします。

(3) 自泉会館

自泉会館は、国の登録有形文化財である建物を保存・継承していくとともに、音楽堂としてのホールの特性や小規模な展示場を活かし、市民が気軽に触れ合い、楽しめる身近なコンサートの開催や小規模な展覧会など、市民が身近に文化芸術にふれる機会を提供する役割を担っています。

また、近隣に岸和田城や国の名勝に指定された八陣の庭、民間施設である杉江能楽堂があるなど歴史・伝統を感じるエリアに位置し、地域の歴史や観光の一役を担うなど地域の魅力づくりにも期待されています。

さらに、自泉会館の持つ特性を活かした地域の民間ホールなどとの連携・協力や、文化活動を行う個人・団体の交流の拠点としての機能も果たすなど、市民文化活動の推進拠点としての機能の充実に努めます。

① 事業実施について

- 文化財としての価値を高める事業の実施に努めます。
- 市民が財産として認識できる施設の周知に努めます。
- クラシック音楽を学んでいるアマチュアの発表の場の提供に努めます。
- さまざまなジャンルの音楽などのプロによる優れた舞台芸術を市民が身近に鑑賞する機会を提供します。
- 市民のもつノウハウを活かした事業の推進に努めます。
- 文化活動を行う市民や団体の交流の場としての活用の促進に努めます。
- 若手芸術家の発表や展覧会の開催を推進します。
- 地域の魅力づくりに努めます。

② 運営・管理について

- 文化財である館の保存・継承に努めます。
- 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- 利用者が快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めます。

3 公共施設の活用

公民館、図書館、自然資料館などの社会教育施設は、子どもから高齢者まで、多くの市民が文化活動にふれる機会の充実に努めます。

また、市民や文化団体が主体的に行う創造活動、発表活動などの提供の機会の拡充に努めます。

第6章 プランの推進に向けて

1 プランの推進体制

本プランは、市民・団体・指定管理者及び市がそれぞれの役割を踏まえつつ、互いに連携、協働を図りながら進めていくものです。そして、それぞれが持つ力を活かし、協働して取り組むために、文化振興に関わるネットワークを充実する必要があります。

① 文化振興審議会

文化振興審議会は、本市の文化振興における状況や課題について、意見を述べる場として市長が設置する附属機関です。文化団体や文化活動の専門家、また公募で選ばれた市民が参加する機関として、これからの文化振興の在り方について議論する役割を担っています。審議会は、年数回程度開催し、文化施設の役割を踏まえた文化事業の検証や、プランの進捗状況の点検ならびに方向性の確認を行います。また、プランの見直しなどが必要となった場合においては、当審議会に諮るものとします。

② 庁内文化振興連絡会議

文化振興がまちづくりに大きな役割を果たすことを踏まえ、行政内部において担当課を中心に庁内の幅広い関係課との連携体制を構築し、協力・連携しながら本プランの推進を図ります。会議においては、文化振興の状況確認やさまざまな施策への文化視点の導入や事業連携の在り方等について、議論し、さまざまな分野での文化振興の取組を推進していくものとします。

③ 指定管理者との連携・協力

市民に文化活動の場の提供や、文化鑑賞の機会の提供といった現場レベルでの実務を担う団体として、市と密に連携を図りながら、ともに文化振興に向けた活動を推進するため、定期的に指定管理者と、事業の在り方や方向性についての協議を行います。

2 プランの進行管理と評価指標

(1) 進行管理

本プランの着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施し（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する（Action）、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

プランの進捗状況については、市が中心となって把握した結果を文化振興審議会に報告し、審議会の意見を踏まえた上で、効果的な施策の推進を図ります。また、必要に応じて、文化活動を行っている市民や団体から意見聴取を行うほか、市民意識調査や文化活動の現場の課題の把握に努めるものとします。

(2) 評価指標

プランを着実かつ効果的に実施するため、進捗状況等を客観的に判断できるよう、「将来ビジョン・岸和田」と連動した数値目標を設定します。

コロナ禍により多くの市民が文化活動を行えず、文化活動に関わる数値は大きく減少することとなりましたが、コロナ前の水準に近づけていくことをめざします。

指 標 名	現状値	将来ビジョン・ 岸和田 めざそう値	最終めざそう値
この1年間に芸術・文化活動（コンサートや演劇などの鑑賞を含む。）を行ったことがある市民の割合	27.2% (R4)	30.0% (R8)	32.0% (R10)
指 標 名	現状値	めざそう値	最終めざそう値
市民一人あたりの文化施設*（会議系諸室を除く。）年間利用回数*2	2.2回 (R3)	3.0回 (R8)	3.1回 (R10)

* 浪切ホール・文化会館（マドカホール）・自泉会館を指す。

資料

○策定体制と経過

○関連する法律・条例等

○用語説明

